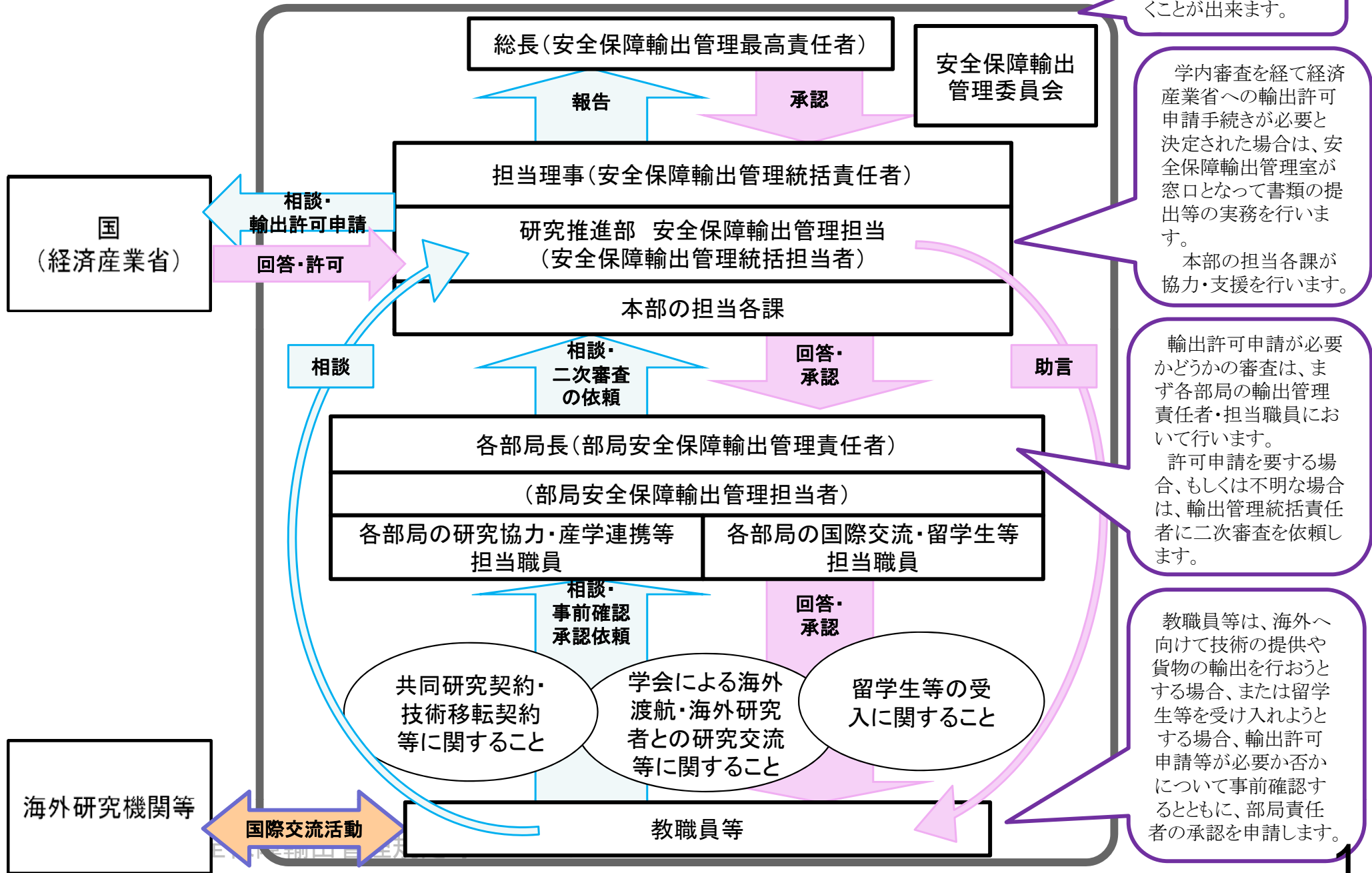


組織体制

京都大学における安全保障輸出管理体制図



特に重要な案件について審議するため、置くことができます。

学内審査を経て経済産業省への輸出許可申請手続きが必要と決定された場合は、安全保障輸出管理室が窓口となって書類の提出等の実務を行います。
本部の担当各課が協力・支援を行います。

輸出許可申請が必要かどうかの審査は、まず各部局の輸出管理責任者・担当職員において行います。
許可申請を要する場合、もしくは不明な場合は、輸出管理統括責任者に二次審査を依頼します。

教職員等は、海外へ向けて技術の提供や貨物の輸出を行おうとする場合、または留学生等を受け入れようとする場合、輸出許可申請等が必要か否かについて事前確認するとともに、部局責任者の承認を申請します。